

# 水道管やメーターの凍結に注意！

問い合わせ 上下水道施設課 ☎(408)4025

冬になり、気温がマイナス4度以下になると、給水管やメーターなどが凍ったり、破裂したりすることが多くなります。

## 凍結を防ぐために

凍結を防ぐためには、むき出しになっている蛇口や給水管に専用の保温材や布などを巻き、隙間なくビニールテープで貼り、濡れることのないようにしてください。また、地下式メーターボックス内には発泡スチロールや布きれなどを入れ、上には段ボールなどを

のせて保温してください。

特に長期間家を空ける場合は、メーターボックス内の栓を閉め、一番低いところの蛇口から水抜きしてください。

## 凍結してしまったら

蛇口や凍った部分にタオルをかぶせ、その上からぬるま湯をかけるように



ぬるま湯の注ぎ方

してください。熱い湯をかけると、ひび割れや破裂の恐れがあります。

## 凍結防止対策例

タオルなどで給水管の露出箇所を保護しましょう。



※今月の水道修理事業を33頁に、年末の水道修理事業を30頁に掲載しています。なお、土・日・祝日の場合は市役所(☎(921)2121)で修理事業業者の案内を行っています。

# 償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

問い合わせ 税務課 固定資産税係 ☎内線337

償却資産とは、個人または法人で工場や商店、アパート、駐車場などを営んでいる人がその事業のために用いる、構築物、機械および装置、工具、器具・備品などのことです。

平成31年1月1日現在で償却資産を所有する人は、1月31日(木)までに申告してください。

## 償却資産保有状況の調査にご協力を

適正・公平な課税をするため、固定資産の保有状況について、実地調査または固定資産台帳の郵送による簡易調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

## 申告が必要な人

- 平成31年1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人
- 平成31年1月1日現在、市内で事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

## 申告受付期間

平成31年1月4日(金)～1月31日(木)

## 申告方法

毎年申告している人には、12月に案内を郵送しています。新たに申告が必要な場合や、案内が届かない場合は、ご連絡ください。

## 償却資産の対象となるもの (業種別の例)

共通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、広告塔、舗装路面、駐車場設備 など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車 など
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケセット など
小売業	陳列棚、陳列ケース、日よけ など
医(歯科) 獣医学業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、調剤機器 など
不動産 貸付業	門扉、塀、緑化設備などの外構工事、受変電設備 など
理容業 美容業	理容・美容椅子、洗面設備、サインポール など
農業	田植機、農業用機器 など

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車などは除きます。

※太陽光発電設備は償却資産に該当し、住宅用では受給最大電力が10KW以上の場合、課税対象となります(建材型ソーラーパネルは除く)。